

返戻金制度

当社の紹介により就職した者が3か月以内に本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- (1) 入社日以後から1か月以内の退社の場合、紹介手数料の70%を変換するものとする
- (2) 入社日以後から2か月以内の退社の場合、紹介手数料の50%を変換するものとする
- (3) 入社日以後から3か月以内の退社の場合、紹介手数料の20%を変換するものとする

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 20-ユ-300271

事業所の名称及び所在地 一般社団法人海外介護士育成協議会
長野県小諸市大字和田841番地7 2階